

## 益田市水道料金審議会 第3回 会議録

開催日時：平成31年3月27日（水）12：55～15：55

開催場所：益田市役所本館3階 第一会議室

### 1. 開会

事務局） 定刻より若干早いですが、ただいまから益田市水道料金審議会第3回を開催いたします。

委員の皆様におかれましてはご多忙の中お集まりいただき、ありがとうございます。はじめに、会の開催に際し、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長） 皆様、こんにちは。前回、活発なご意見をいただき、非常に良い審議会だったのではないかと思います。水道料金を上げなければいけないという大枠について、一定の理解は得られたのではないかと思います。ただ、具体的に改定率“何パーセント”という、数字を示されると、やはり「えっ、そんな？」というところがあるのではないかと感じました。その辺も含め、積極的に疑問点を解消できるよう、本日の会議を進めていきたいと思っております。委員の皆様におかれましては、今後審議を進めていく中で、納得できるよう積極的に訊いていただき、本日の会議が終えるよう進めたいと思っております。どうぞよろしく願います。

事務局） ありがとうございます。それでは議事に入る前に本日の出席状況についてご報告します。本日は委員1名が欠席です。なお審議会は、「益田市水道料金審議会規程」の規定に基づき、5名以上の出席で成立となりますのでご報告申し上げます。

つづきまして、本日使います資料の確認をさせていただきます。資料は事前に送付しておりますが、本日ご持参いただきましたでしょうか。使います資料は、「会議次第」、資料6-1「水道料金の改定と料金表の設定について」、資料6-1と同じタイトルで横長のものですが、資料6-2「水道料金の改定と料金表の設定について」、別冊資料「前回までの検討事項」、資料7「開催スケジュール」となっています。

なお、資料6-1へ、一つ資料が抜かっておりました。つつしんでお詫び申し上げます。そのため本日、お手元のほうにカラー刷りの表を用意してありますので、ご確認願います。また別冊資料「前回までの検討事項」の方へ、項目ごとに資料を付けてあります。

まず、「未収金」に関する資料として、「年度別水道料金調定収入状況」を添付しました。

次に、「企業債」に関する資料として、「支払利息の軽減」「企業債残高の調べ」を添付しました。

次に、「組織体制」に関する資料といたしまして、前回使いました「経営シミュレーションの実施」の一部を用いて、資料として添付しました。

次に、「目標資金残高の確保、非常時に向けた資金対策」に関する資料として、2枚の資料を添付しました。

お持ちでない方がおられましたらお知らせください。

**事務局)** それでは、これより議事に入りたいと思います。議事進行は益田市水道料金審議会規定第3条の規定により、会長に議事進行をお願いしたいと思います。では、よろしくお祈いします。

## 2. 議事

**会長)** それでは本日の傍聴希望者がいらっしゃいましたらお入りください。

～傍聴希望者受入れ～

**会長)** それでは議事に入りたいと思います。議事進行にご協力をお願いします。はじめに「議事(1) 前回までの検討事項」について事務局から説明をお願いします。

**事務局)** それでは前回の検討事項として、資料6-1を使い「前回までの検討事項」について説明していきたいと思います。なお、第1回目の説明については省略させていただきます。

**事務局)** 説明

**会長)** それでは、ただいまの事務局からの説明について、何かご意見等ございましたら挙手の上、発言をお願いします。

**委員)** 言われることはよくわかりますが、この12億円という金額が本当に正しいものなのかということなんですよね。今のシミュレーションをもって25パーセントという数字を決められたのですよね。もう少し、数字を下げられる可能性があるのではないかなと思うのですが。

**事務局)** これまでの繰り返しになりますが、経営目標として資金残高に着目し、類似する団体と比較する中で12億円を目標資金残高とし、この目標を満たすためには今回25%の増額改定が必要である考えにたって、当審議会へ諮問しました。この12億円を含め数値が正しいかと問われれば、「正しい」ということになります。

**会長)** 今の事務局からの説明についてご意見はどうでしょうか？

委員) 25 パーセントという数字が今回決まってしまうと、この数字で審議会は進んでいくのでしょうか？もうこの時点で上げ幅が決まってしまうということでしょうか？

事務局) 今日、この他にも重要な項目を用意しております。委員が言われるように、これが1つのベースになって具体的な料金表案を作成しております。この辺りをしっかりとご理解いただかないと、次の審議へ進めないのではないかと考えております。そのためにも委員のご指摘のとおり12億円、25パーセントという点について、ご理解いただく必要があります。繰り返しとなりますが、1つの目標を定める中で、先ほど職員が説明いたしましたが、12億円の資金確保が必要と考えており、そのためには今回25パーセントの改定が必要であると考えております。

会長) 今の事務局からの説明に対してご意見はありませんか。

委員) 皆様が25パーセントで良いのではないかとさえ、次に進めるわけですね。私だけがどうこう言うことにもならないと思うのですが…。

会長) 論点として12億円が正しいかどうか、12億円が妥当かどうか、委員の方々が納得できる説明が必要だと思います。例えば費用についてシミュレーションされて、かかるコストというところが他の市と比べて、低いのか妥当なのか、といった点も見えていくと、今の益田市の現状が見えてくるのではないかと思います。

これから人口が増えるということは考えにくい、減っていくというところで、もしかして25パーセントというところは、10年後は30パーセント、40パーセントにしないといけない。将来が見えない中、今はシミュレーションの妥当性はあるとの前提の基で考えるしかないかと思います。コストの面で考えるに25パーセント改定していかないと安定した水道の供給ができないというところを説明いただくと「高い」あるいは「妥当」ということが結論が導き出されるのではないかと思います。コストの面で、他の市と比べられる資料がありますか。

事務局) 平成28年度のもので、県内8市の給水単価、供給原価等があります。

委員) 他市との比較の件ですが、県全体の水道の事業体について調べているのが国にあります。現在島根県内8市では、給水(作る)単価より供給(売る)単価のほうが高いのは、松江市と出雲市だけです。そのほかの自治体は、供給単価のほうが安くなっております。それぞれの事業体が様々な努力をされて供給単価を安くされているということです。しかし、簡易水道と統合することによって状況はもっとシビアになってきております。簡易

水道は元々少ない人口の地域への供給事業ですから、経費は掛かるが利用料金の回収率は上水道に比べて悪いですから、簡易水道というのはどこも赤字です。国の補助、過疎債などを使って成り立っていたのですが、上水道と統合することによって補助金が受けられなくなり、自らが水道事業を経営していかなければならなくなったという厳しい状況にあります。

しかし、このような状況の中でも島根県においては、10年後ではなく、40年後、50年後も蛇口をひねったらおいしい水が供給できるようにはどうしたらよいかということについて、3年間検討して全県下取り組んだまとめがこちらです。各圏域ごとに問題を出し合って、経費をどうやったら削減でき事業が成り立っていくのかといったところを話し合ったところでございます。

この話し合いは、今後も続けていきます。広域化をもっと進めていかないと1単独事業体だけでは水道事業の経営が難しくなる。今日の資料の中にも、平成38年度には基金がなくなるというシミュレーションがあります。それでは10年後はもたないではないかということになります。しかし水道事業というものは50年後、60年後も続いていかなければならない事業です。

災害対応については、12億円だけを目指すのではなくて、将来起こりうる様々な災害に備えることが必要です。実際に起こった災害に対しては、国の補助金等がありますが、半年後、1年後の交付となります。やはりいざという時の設備の発注、維持管理経費というものに必要不可欠です。

今日のお話の中で、そういった様々な費用も水道代金に含まれるということが示されてなかったので、そのコストも水道料金に含めて設定していくというところを付け加えておきます。

また、10年後、20年後、30年後の人口減少による収益の減収が即響いてくるということも加味していかなければならない。それを踏まえた水道料金の改定をしていかなければならないと思います。

**会長)** 今のお話に対して、ご意見等はありませんか。

**委員)** 言われることはごもっともで、蛇口をひねれば、安心安全な水が飲めるので言われることはわかるのですが、払うほうからすれば少しでも安いほうが良いというのが本音だと思う。だからお互いが妥協できる点が、25パーセントなのかももう少し低いところにあるのかということをお話しているのだと。値上げをするなというのではない。将来的には必要な資金であることはわかるのですが、今の時点で本当にこの12億円という金額が妥当なのかということなのです。皆さんがそれではこの金額で、25パーセントで行きましょうという数字になるのかということなのです。納得をしたいわけです。

会長) 値上げの 25 パーセントの理由は 12 億円ということではなく、他にもたくさん要素があるものと思います。そのなかで積み上げたお金が 25 パーセント (12 億円) というところを示していただけたらということですね。

委員) 見えない部分もかなりあると思います。水害が起こって、果たして高津、横田の水源地が浸水するののかということなのですね。現場を見ていないので、本当に示された資料のとおりなのかということがわかりませんが、試算と現実が全く違うということもあり得ますので、確実に納得のできる数字を出してというのではなく、25 パーセントになるという数字の納得できる説明が欲しいわけです。だから絶対 12 億円ではいけませんとは言っていないのです。

会長) 今の発言について事務局は何かありますか。

事務局) ただいまの質問に対してですが、ご使用者の側からしますと、今秋には消費税が 10% となります。そうした中で水道料金の改定ということでございます。今日を含め 3 回の審議会を通して、料金改定の必要性については、ある一定程度、ご理解をいただいたのではないかと考えております。25 パーセントで良いのか、20 パーセントで良いのか、10 パーセントが良いのか、料金を支払う側からすれば、それが個人であれ法人であれ、少しでも改定幅の低い方が良いというのは、当然のことです。そのため市といたしましては、過度な改定とならないよう検討してきたところです。

今回、平成 21 年度に策定したハザードマップに沿った被害想定に基づき、横田水源地、高津水源地、両施設の再構築費用等につきまして、資料をもちいてご説明したところですが、これはあくまで一例です。あつてはならぬことですが、もっと被害額が膨らむ可能性もあります。現実的に災害が起こるか起こらないか。今回、目標資金残高を設定するにあたり、100 年に一度の発生確率となる災害をもとに、目標残高を設定したところですが、では、実際に 10 年後に起こるのかといわれれば、想定の世界の話なのでわかりません。確実に申せるのは、そのための備えは必要ということです。

災害に関連して、収入の側面からご説明させていただきます。具体的には、料金収入の減収についてです。先ほど例としてあげました、横田水源地、高津水源地だけで、市内全給水人口の約半分程度を賄っております。このためこれら 2 つの施設が大きな被害を受けた場合、大幅な減収へとつながることとなります。

加えて、日常的に発生する修繕をはじめ配水管などの耐震、更新に必要な経費についても、必要な財源を確保していかなければなりません。以上点から、12 億円という目標とする資金高についてご説明できるのではないかとと思うところです。

次に経費の面から、コスト削減という側面からご説明させていただきます。

一例として、100人の方に水道水を供給している地域があるとして、人口が徐々に減少し、10年後に10人、1人になったとしても、そこに水道水を必要とされる方がおられる以上、私たちは、変わりなく安心安全な水を供給しなければならず、供給できる体制を構築していかなければなりません。使用者の減少を理由に安易に職員を減らすことはできません。

仮に民間運営であれば、採算コストを重視しますので、供給を取り止めるといったケースも出てくるかもしれません。あくまでも「仮に」です。確かなものと言えるのは、私たち行政運営では、そうした事業経営はできないということです。そのことから、今回財務シミュレーションを策定するにあたっては、現在の職員数、人件費をベースに試算しております。

それでは、ずっとこの体制で事業経営を行っていくのでしょうか。「経営基盤の強化に向けた取組み」ということで、「広域連携」について説明させていただきました。その中で、益田市では、吉賀町、津和野町と連携して「包括的な業務委託」を検討項目に掲げ、今後調査・研究を進めていきたいと考えております。あらゆる角度から、できる限りコスト削減を図っていかなければならないと考えております。しかし、「人件費の1千万カット」「維持管理経費を2割削減」を目標に掲げたとしても、現実的にはなかなか難しいのが実情ですが、あらゆる確度から経営体制の見直しを図る必要があると考えています。

次に「コスト」という側面から、「給水原価」「供給単価」について説明させていただきます。資料で用いました数値は、全て平成28年度決算数値であり、簡水事業との統合前の数値であります。資料には載せておりませんが、現状のままですと、平成29年度以降、給水原価が供給単価を上回る状態が続き、厳しい財政状況になるものと分析しております。この上回る状態、すなわち赤字状態の解消を図るため、今回の「料金の改定」が必要になるのではないかと考えます。

「給水原価」「供給単価」について、簡単に説明しますと、「給水原価」は、人件費をはじめ維持管理費、企業債償還利息等、1年間に水道事業に要した費用を、その1年間の有収水量で除した数値であり、有収水量1 $\text{m}^3$ あたり、どれだけの費用がかかっているかを表した数値となります。

また「供給単価」は、給水収益を有収水量で除した数値であり、1 $\text{m}^3$ あたりの販売価格を表した数値となります。

給水人口の減少、節水型機器の普及等により、今後、給水収益の大幅な増収は見込めないため、「供給単価」の大幅なアップは期待できないというのが実情です。でも手をこまねている訳にはまいりません。未収金対策をはじめ附帯事業収入等、収益確保に向けしっかりと取り組んでいきたいと考えます。

次に「給水原価」についてはどうでしょう。「給水原価」が「供給単価」を下回れば、当然、赤字解消となります。先程も申しましたが、思い切った経費削減により事業費用を下げれば良いわけです。市といたしましては、このたび水道料金の改定について諮問する

にあたり、業務の民間活力の導入をはじめコスト削減に向けた取組み等、多角的な視点から経費削減に向け研究努力を重ねていきたいと考えているところです。

**会長)** 今の説明でよく理解しました。他市では、早い段階で料金改定をされておられますが、益田市においては市民生活への影響を最大限考慮し、ぎりぎりまのところで判断されたのだと感じました。

また12億円という資金目標金額についても、市民の方が払われた料金が、決して無なもの、余分なものになる訳ではなく、災害に対する備え、例えば家庭で言えば「貯金」と捉えました。私は、12億という資金目標金額が妥当な金額だと思います。問題は、平均改定率25パーセントという数値がを、市民の方が、どう受け入れられるかというところではないでしょうか。このあたりに関し、委員のみなさまはいかかですか。

**委員)** 平成14年から水道料金の値上げをしていないということで、私自身もそうですが、住民の皆さんは安心していたと思います。ところがこうして委員として審議会へ出席し、事務局から改定案を示されました。正直言って、その改定率に驚きました。

非常時の備えとして12億円もの金額を確保していかなければならない、その必要性は理解できます。でも、そのことについて、市民のみなさまに本当に理解していただけるかどうか。大変な作業ではないかと感じております。

**事務局)** 災害発生時に必要とする費用面から、目標とする資金残高を算出し説明しました。日々老朽化が進む中、施設ごとに優先順位を付け、耐震化更新計画に沿って整備を進めていこうとするところですが、一方では日常的に「漏水」「修繕」「機器の補修」が発生しており、また年々係る修繕費が上昇している状況の中、耐震化更新計画を中断し、修繕費へ予算を優先的に予算を振り分けるということではなく、耐震化更新計画を着実に実施し、その一方で修繕にはしっかりと対応していかなければなりません。そのために資金に余力を残していこうと考えております。

**会長)** ここまでの事務局の説明で、一定程度の資金確保の必要性については、理解されたのではないかと思います。各委員が心配されるのは、市民のみなさまがどう受け止められるか、どう理解されるのか、その辺りを心配しておられるのではないかと思います。仮に25パーセント改定するとしても、激変緩和策として段階的に改定が図られないかと考えます。

特に一般家庭への影響です。使用する水量により影響の大小はあるかもしれませんが、なかでも少量利用者に対しては最大限の配慮が必要なのではないのでしょうか。

**委員)** 2点質問します。先ほど平成28年度の「県内8市料金の状況」について資料をい

ただきましたが、平成 29 年度、平成 30 年度について、資料等があれば提供をお願いします。併せて、料金改定について他市の状況等資料があれば提供をお願いします。

2 点目です。日常的な管路の維持、施設の維持について質問します。年数を経ることにより、維持管理に要する経費は嵩んでくると思いますが、係る経費について数値化できないでしょうか。概略的な数値となるかもしれませんが、過去の実績から、想定される維持管理経費データがあるのではないのでしょうか。要するにデータの分析から、経営努力により、少しでも経費の削減が図れないか、検証できないかと考えます。

先ほど委員の方のご発言にもありましたが、25 パーセントという数字に対して、私も同様に多くの市民の方が驚かれるのではないかと思います。それでは 15 パーセントならば納得いただけるのか。決してそのような問題ではないと思います。私たち審議委員としては、示された改定案に対し、様々な角度から評価し、答申すべきだと考えます。そのためにも 25 パーセントという数値の積み上げデータがあれば、その提供をお願いしたいと考えるためです。

**委員)** 水道管の更新と耐震化について、私の方から島根県内の状況について説明させて頂きます。水道管の耐用年数は、基本的に 40 年とされており、県内では耐用年数 40 年を経過した水道管が 18 パーセント程度あります。耐用年数の経過した水道管は、計画的に更新しなければなりません、実際、1 年間に更新している水道管の割合は、わずか 0.5 パーセント程度です。このペースで更新した場合、40 年経過した全ての水道管を更新するには 200 年要する計算となり、費用面から試算すると約 5,000 億円程度の試算結果が出ています。

一方、耐震化率は、平成 28 年度には約 35 パーセントありましたが、最新のデータでは、簡易水道事業との事業統合により 26 パーセントと下がっております。全国平均が 37 パーセントですから、全国平均より低い値となっています。一概には言えませんが、「地震が起きれば水道管が破裂」の恐れのある管路が、島根県内は多く残されていることとなります。その中から優先順位を付け、順次管路を更新することとなりますが、1 キロ、10 キロ更新するには莫大な費用を要します。それを全て水道料金だけで賄うのは、非常に困難であり、そのため国は補助金制度を設け、耐震化・更新を促しております。国においては、平成 34 年度末の耐震化率目標値を 50 パーセントとしておりますが、島根県の耐震化率は全国平均を大きく下回っており、このため国が掲げた目標値には追いついていないのが実情です。

水道管の更新を行い、あわせて耐震化も行うとなれば、費用面からもみても、多額の費用を要することとなり、このため水道料金として得られる収入以上に、水の供給に要する経費がかかることとなります。このため国では、一定の条件を満たせば、一般会計から繰り入れが可能となる制度を設けておりますが、現在、県内でこれに該当する市は 3 市しかなく、残念ながら益田市は該当しておりません。国では、将来的にはハードルを下げるよ

うも取り組んでいくようです。

**事務局)** 日常的に管路を維持していくための経費の数値化と耐震化の数値化についてご説明させていただきます。経営シミュレーションでは、修繕費について平成 29 年度から平成 38 年度まで同じ数値となっております。これにつきましては、数値の算出に際し、平成 26 年度から平成 28 年度まで 3 か年間の決算額の平均値を用いているため同じ数値となっております。例年予期せぬ漏水事故等が発生しております。こうした突発的な事故に対する修繕費についても、過去の実績を用いることにより、盛り込んだ数値予測となっております。

それと耐震化の数値化についてですが、先ほど委員の方から水道管の基本的な法定耐用年数は 40 年というご説明をいただきました。今回、耐震化・更新計画を策定するにあたり、水道管の更新年数について、厚生労働省などを参考とし、法定耐用年数 40 年の 1.5 倍と独自に設定し策定しております。そうした場合においても、年間更新率は 0.5 パーセント、年間更新費用は 4 億 1,000 万円程度要することとなります。

実際、年間 4 億円もの経費を投入し基幹管路を中心に更新したとしても、口径 150 mm 以上の管路と口径 50 mm の管路では、口径により単価経費も異なりますので、更新率も大きく変わってきます。平成 32 年度以降実施を予定している実施設計を踏まえ、具体的な更新数量が見えてくるとは思いますが、今の時点で数値化するのには難しいのではないかと思います。

それともう 1 点、他市における料金改定の実施状況についてお答えいたします。

はじめに安来市です。平均改定率 23.7 パーセントとし、平成 29 年から 3 年かけて段階的に料金改定を行っています。

続いて浜田市です。平均改定率は 24.8 パーセントとし、平成 30 年から 3 年かけて段階的に料金改定を行っています。

最後になりますが、一番新しいところで出雲市です。現在開催されてます出雲市の 3 月定例市議会へ条例改正案を上程すると聞いております。その後の経過等は把握しておりませんが、昨年 10 月 26 日にありました出雲市水道料金審議会の答申内容で申しますと、平均改定率は 12.5 パーセントとし、改定時期は平成 32 年 4 月 1 日との情報を得ております。

なお、「県内 8 市料金の状況」についてですが、この資料は、毎年県の方で作成され 4 月上旬に公表される資料を用いております。今の時点ではこれが最新のものとなります。

**委員)** 先ほど配られた資料を見ると、益田市は用途別で、他市は全て口径別の料金体系となっております。この辺について、用途別、口径別についても大枠でいうと大差はないですか。

**事務局)** 料金改定による影響についてのご質問ということですのでよろしいでしょうか。本市が採用しております「用途別」の特徴として、一般的に言われているのが、一般家庭用水道料金の低廉化と、水道利用の促進を図るという目的を達するためには有効な料金体系であるということです。本市では、約8割が家庭用である「一般用」が占めており、「営業用」や「団体用」等、他の用途に比べ、料金負担の軽減が図れるよう、基本料金、従量料金ともに設定してあります。逆に言えば、「営業用」「団体用」は「一般用」に比べ、同じ使用水量でも負担が高くなっています。

「口径別」の特徴として言われているのが、水道メーターに係る経費等が、概ねメーター口径の大きさに比例しており、口径別にすることにより需要に応じた費用負担の公平と料金体系の明確性の確保が図れるということです。

一例で申しますと、これまで「用途別」料金体系で、1ヶ月8 m<sup>3</sup>までの基本料金として、一般家庭では1,000円、事業所では2,000円ご負担いただいておりますが、「口径別」に改定されることにより、使用される用途に関係なく、1ヶ月8 m<sup>3</sup>ご使用された場合、口径13 mmでは一律1,500円の基本料金となります。

**事務局)** もう少し付け加えさせていただきますと、料金設定を検討する際には、その影響範囲を十分に踏まえながら検討していく必要があります。ただ今の一例でも触れましたが、市全体の用途の約8割を占めます一般家庭用については、全体の均衡、公平性を図る上で、一定程度の負担増となるものと考えます。その辺について、ご使用者が不公平感を感じないよう配慮しなければならない部分であり、水道事業を経営して上で、全体の収支均衡を図りながら単価設定をしていく必要があると考えます。

**委員)** 「用途別」から「口径別」へ改定した場合の影響について、シミュレーションは実施されておられますか。

**事務局)** 資料6-2の29ページ、32ページ、34ページに、簡易ではございますが、「新料金体系(案)による利用者への影響」として、一般用、営業用、団体用それぞれの影響について、資料を載せております。

29ページをお開きください。1ヶ月の利用水量を基本水量以下となる8 m<sup>3</sup>、メーター口径13 mmを条件として、「一般用」の一例を掲載しております。従来の料金体系では、1ヶ月1,060円でありました水道料金が、新料金体系では1,350円となり、1ヶ月あたり290円、27.4パーセントの負担増となります。また、1ヶ月の利用水量40 m<sup>3</sup>、メーター口径13 mmを条件とした場合、従来、1ヶ月5,700円でありました水道料金が、新料金体系では6,810円となり、1ヶ月あたり1,110円、19.5パーセントの負担増となります。

続いて32ページをお開きください。1ヶ月の利用水量60 m<sup>3</sup>、メーター口径25 mmを条件として、「営業用」の一例を掲載しております。従来の料金体系では、1ヶ月11,155円

でありました水道料金が、新料金体系では 11,710 円となり、1 ヶ月あたり 555 円、5.0 パーセントの負担増となります。また、1 ヶ月の利用水量を 100 m<sup>3</sup>、メーター口径 40 mm を条件とした場合、従来、1 ヶ月 21,035 円でありました水道料金が、新料金体系では 21,160 円となり、1 ヶ月あたり 125 円、0.6 パーセントの負担増となります。

一例として説明しましたが、「一般用」「団体用」其々で設定条件が異なっており、単純な比較とはなりません。ここで注視していただきたいのは、一般用と営業用では改定率が大きく異なるという点です。その要因といたしまして、先ほども申しましたが、用途別において、一般用は家庭用料金の低廉化、できるだけ料金負担を抑えようとする観点から単価を設定しており、また営業用では、一般用に比べ高めの単価設定となっております。このため用途間で改定率の違いが表れています。

また、口径別料金体系では、同じ口径内の一部に特化して低廉化を図るといったことが出来ません。同一口径、同一使用水量の場合は、使われる用途が異なっているとしても同じ料金となります。

続いて 34 ページをお開きください。1 ヶ月の利用水量 60 m<sup>3</sup>、メーター口径 50 mm を条件として、「団体用」の一例を掲載しております。従来の料金体系では、1 ヶ月 11,620 円でありました水道料金が、新料金体系では 17,760 円となり、1 ヶ月あたり 6,140 円、52.8 パーセントの負担増となります。また、1 ヶ月の利用水量を 300 m<sup>3</sup>、メーター口径 75 mm を条件とした場合、従来、1 ヶ月 58,965 円でありました水道料金が、新料金体系では 83,660 円となり、1 ヶ月あたり 24,695 円、41.9 パーセントの負担増となります。「団体用」においては、口径別料金体系の採用により、大口径使用者の負担がより大きくなっております。

**会長)** ただいまの事務局からの説明に対しまして、委員からご意見等がありますか。

**委員)** 料金の計算自体は、これまでどおり基本料金に使用した水量に応じた従量料金を加算し請求するとのことだったと思います。今回の改定により心配するのが、水を多く使う子育て世代に、大きな負担が生じてくるのではないかという点です。先ほどの説明で、「逡増的に増加」ということでしたが、その点についてもう少し説明していただきたい。

**事務局)** 資料 6-2、26 ページをお開き願います。ここに載せてます料金表は、改定案として、事務局で考えている新料金表です。表中、「超過料金」と書かれてある列をご覧ください。使用水量が 8 m<sup>3</sup>から 20 m<sup>3</sup>まで 155 円、21 m<sup>3</sup>から 50 m<sup>3</sup>まで 180 円、51 m<sup>3</sup>以上 200 円、逡増制を採用した単価となっております。この逡増制以外に大きく分けて 2 通りが考えられます。一つは「単一従量料金」、もう一つは「逡減型従量料金」です。

「単一従量料金」は、使用水量の多少にかかわらず 1 m<sup>3</sup>あたりの料金が同じものとなります。また「逡減型従量料金」は、「逡増型」とは逆に、使用水量が多くなるほど 1 m<sup>3</sup>あ

たりの料金が段階的に安くなります。この2つの従量料金体系により、その影響を、特に考慮しなければならないのが少量利用者です。26ページの料金表を使って説明しますと、「単一従量料金」の場合、使用水量が8 m<sup>3</sup>から20 m<sup>3</sup>までの単価と51 m<sup>3</sup>以上の単価を含め、全ての単価が180円になると思っただけなら解かりやすいのではないのでしょうか。そうしますと、使用水量の多い51 m<sup>3</sup>以上の単価では、1 m<sup>3</sup>当り20円負担減となりますが、使用水量が8 m<sup>3</sup>から20 m<sup>3</sup>までの場合ですと1 m<sup>3</sup>当り15円負担増となります。

次に「逡減型従量料金」の場合です。先ほどと同じく26ページの料金表を使って説明しますと、逡減ですので、この反対になり、使用水量が8 m<sup>3</sup>から20 m<sup>3</sup>の単価は200円となり、使用水量が51 m<sup>3</sup>以上の単価は155円となります。そうしますと、使用水量の多い51 m<sup>3</sup>以上の単価では1 m<sup>3</sup>当り45円負担減となりますが、使用水量が8 m<sup>3</sup>から20 m<sup>3</sup>までの場合、逆に1 m<sup>3</sup>当り45円負担増となります。

簡易な一例をもって説明させていただきました。事務局といたしましては、今回の料金改定により、用途別から口径別の料金体系へ変更することによる影響を考慮し、また、改定により少量利用者の負担が大きくなることが想定されることから、基本料金においては、少量利用者の急激な負担増とならないよう基本料金収入の割合を一定程度の増収を図る一方で、従量料金においても、基本料金同様に少量利用者の負担増に配慮しつつ、料金負担の公平性及び安定的な料金収入の確保を考慮して、これまでどおり従量料金の逡増制を継続していきたいと考えます。

**会長)** ただいまの事務局からの説明に対し、ご意見等はありませんか。

**委員)** 使用する水の量に応じ、料金を支払わなければならないことは十分に理解できます。ただ、そのことによって、先ほど申したように水をたくさん使用する子育て世代などの負担が、より大きくなるのではないかと思います。

～ 休 憩～

**事務局)** 先ほど、料金シミュレーションに対し、ご意見をいただきましたので、料金表の案として考えらえる案は無限大にあらうかと思いますが、事務局の方で検討する過程で、3案に絞り用意しました。「一般用」「営業用」「団体用」の用途別に、その口径ごとの影響について示しております。

「一般用」から説明しますと、【案1】では、口径13 mmの基本料金1,350円から始まり、100 mmの基本料金48,100円となっております。また従量料金につきましては、使用した量より単価が増す逡増性を採用しております、使用される水量に応じ負担が増す料金体系となっております。その上で、口径13 mm、20 mmといった、一般家庭で最も使用されている小口径における平均的な使用水量では、改定率はそれぞれ17.3パーセント、18.5パ

一セントとなり、平均改定率より低くして負担の軽減を図る一方で、口径間の均衡が図れるよう設定しております。

次に【案2】についてご説明します。【案2】では、利用世帯の最も多い口径13mmの負担軽減を図るため、基本料金を1,250円とし、【案1】に比べ100円減額しました。その上で、全体の改定率を25パーセントに調整するため、従量料金単価の内、9~20m<sup>3</sup>の単価を5円増額して160円とし、さらに口径20mmの基本料金を200円増額としております。この結果、口径13mmの改定率は14.2パーセントと下がりましたが、口径20mmでは9.4ポイントと増すこととなりました。

次に【案3】についてご説明します。【案3】では、【案1】【案2】に比べ、全ての口径において基本料金を減額した料金体系としております。また従量料金単価の内、9~20m<sup>3</sup>の単価についても減額としましたが、【案2】と同様に、全体の改定率を25パーセントに調整するため、21~50m<sup>3</sup>、51m<sup>3</sup>以上の従量料金単価を増額させております。この結果、口径13mm、20mmの改定率は、それぞれ6.7パーセント、8.1パーセントと3案中、最も低い改定率となり、また口径25mmにおいても22.0パーセントと下がりましたが、口径40mm、50mmでは、改定率はそれぞれ56.9パーセント、60.5パーセントとなりました。

ここまでは「一般用」について説明しましたが、続いて「営業用」「団体用」についてご説明いたします。

はじめに「営業用」です。もとより「営業用」は、料金体系を高く設定してありましたので、先ほどの「一般用」の同じ口径と比較しても、3案とも平均改定率は非常に低くなります。具体的に申しますと、【案1】では、口径13mmの平均改定率2.7パーセント、反対に口径20mmの平均改定率はマイナス2.5パーセントとなります。

次に「団体用」です。【案1】では、口径13mmの平均改定率20.0パーセント、口径20mmでは17.0パーセント、また口径25mmでは15.9パーセントとなり、3案とも比較的近郊のとれた単価設定となります。

事務局としては、上昇率、改定率の均衡を図るといった観点から、【案1】を軸に進めていきたいと考えております。

会長) ありがとうございます。時間がかなり経ってしまいましたが、次の議題は時間的に間に合いますか？

事務局) 予定の議事のすべてを説明するとなりますと、相当時間が必要となりますので、「1. 水道料金算定要領に基づく理論的な料金体系の算定について」の案件を、残された時間で説明するということではどうでしょうか。

会長) 委員のみなさま、よろしいでしょうか。

各委員) 了承

会長) それでは、お願いします。

事務局) ありがとうございます。それでは本日お配りした資料 6-2 を使い、総括原価の算定について説明させていただきます。資料 6-1 と重複するところがありますが、資料 6-2 を使って説明していきたいと思います。

事務局) 説明

会長) 今の事務局の説明に対して、何かご意見等はありませんか。

委員) 資料 9 ページで、総括原価 5,091,359 千円について説明を受けましたが、この総括原価は、改定率 25 パーセントでシミュレーションした財政計画から算出された数値でしょうか。

事務局) 改定率 25 パーセントが直接反映されるのは、収益的収入のうち給水収益の部分となります。総括原価は、人件費や薬品費などの営業費用と、支払利息や資産維持費などの資本費から算出されますので、厳密に申しますと、改定率とは何ら関係ないこととなります。また、ここでお示ししました総括原価は、平成 32 年度から平成 36 年度までの 5 年間の費用の総額となります。さらに詳細なことを申しますと、資産維持費は対象となる資産に資産維持率と言われる係数を乗じて算出します。

10 ページ中断の左側にあります、「資産維持率」が今回使いました係数です。このことは、これまでの説明でも何度か出てきました「水道料金算定要領」に基づいた算出方法となります。料金改定を検討する際には、多くの事業者で用います算出方法となります。また「水道料金算定要領」では、「資産維持率は 3 パーセントを標準として決定するもの」とされていますが、今回、総括原価の算出にあたりましては、2.8 パーセントの係数を用いて算出しております。それが、10 ページにあります「資産維持率 2.8 パーセント」であり、これを基に算出された 5 年間の総括原価が、5,091,359 千円となった次第です。

会長) 他に何かご意見等はありませんか？

委員) 10 ページにあります「理論的な 1 か月あたりの料金表」についてです。口径別の料金表となっていますが、どのように捉えたらよいのでしょうか。例えば口径 13 mm が 882 円となっていますが、この数値は何らかの形で新しい料金表へ反映されるのでしょうか。

事務局) この表で示しました数値は、基本料金、従量料金のいずれの数値も、パソコン上で機械的に算出された数値、すなわち理論的な数値です。料金表の策定作業においては、これをベースとして、費用負担の公平性、口径間の均衡等を加味し、調整しながら、目標となる資金残高の確保が図れるよう料金表を策定していきます。

事務局) 他に何かありますか。

委員) 目安だということはわかりました。今回の料金改定した後は、現行の用途別料金体系の継続は考えてないということですね。

事務局) 口径別料金体系を前提としております。

委員) もう一度お聞きしますが、いずれもの数値も基本的な目安ということですね。

事務局) はい、そうです。あくまでもこれは機械がはじき出した数字です。

会長) 他に何かありますか。

委員) 全体に占める割合、例えば、一般用で口径 13 mm、使用水量何m<sup>3</sup>が、全体の何パーセントの割合を占めているといったところが分かれば、改定による影響がどの程度あるか判断できるのではないかと思います。そういった資料はありますか。

事務局) 第1回の審議会で、口径別の調定戸数をはじめ使用水量別調定の比較等について、お配りした資料でお示しておりましたが、用途別の口径の割合については、示しておりません。事務局の方に平成30年8月から9月の検針時のデータがありますので、これを基に用途別の資料を準備し。次回の審議会でお配りしたいと思います。

会長) ではお願いします。

会長) 他にご意見等はありませんか。

会長) 本日本日予定していた議題の内、まだ残っているものもあります。残った議題については、次回審議会へ継続議題としてまいりたいと思います。また、本日の議題に対し、持ち越した回答や資料等につきましては、事務局の方で取りまとめた上、次回審議会において回答提示をお願いします。

会長) その他のところで事務局のほうから連絡事項等ありましたらお願いします。

事務局) それでは、事務局のほうから、2点ほど報告させていただきます。1点目です。資料7「今後の開催スケジュール」についてですが、次回第4回審議会を4月22日、月曜日、13時から開催したいと思います。会場は、本館3階第二会議室、この隣の会議室となりますのでよろしくお願いいたします。また、第5回審議会を7月上旬の開催を予定しております。具体的な日程につきましては、4月に入りご案内させていただきますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。

事務局) 2点目です。第2回審議会の審議結果を3月25日より市のホームページ、水道部の方へ掲載しておりますので、ご確認願います。

会長) ただいまの事務局からの報告について、ご質問等がありますでしょうか。

会長) 無いようですので、本日の議事は以上となります。ご協力ありがとうございました。

事務局) それでは以上をもちまして、第3回益田市水道料金審議会を終わります。委員の皆さまにおかれましては、大変お忙しい中、お集まりいただきありがとうございました。説明不足のところも多々あります。しっかりとした説明ができるよう準備してまいります。また審議が潤滑に進められるよう、資料を準備していきたいと思しますのでよろしくお願いいたします。